

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2023年8月

米国最新法律情報 No.97

危機管理・コンプライアンスニュースレター No.79

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.10

米国制裁法・輸出管理規則等の安全保障関連法令違反の自主的な報告に関するコンプライアンスノートの公表

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士 深水 大輔

弁護士・ニューヨーク州弁護士 伊佐次 亮介

はじめに

2023年7月26日、米国商務省産業安全保障局（the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security、以下「BIS」といいます。）、財務省外国資産管理局（the Office of Foreign Assets Control、以下「OFAC」といいます。）及び司法省（the Department of Justice、以下「DOJ」といいます。）は、米国制裁法、輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」といいます。）、その他の国家安全保障に関する法律に違反する可能性のある行為に関する自主的な報告（voluntary self-disclosure、以下「VSD」といいます。）に関する、連名のコンプライアンスノート（the Department of Commerce, Department of the Treasury, and Department of Justice Tri-Seal Compliance Note: Voluntary Self-Disclosure of Potential Violations、以下「本コンプライアンスノート」といいます。）¹を公表しました。過去、BIS、OFAC及びDOJはそれぞれVSDに関する規則やガイドラインを公表しており、本コンプライアンスノートは当該各規則において示された政策方針の要点をまとめる内容となっています。すなわち、各3省庁は、法令違反の可能性を認識した場合における企業の積極的なVSDを奨励し、認識した違反を報告しなかった企業に対する罰則を強化する取り組みを行ってまいりましたが、本コンプライアンスノートはそのような取り組みの内容をあらためて周知するものとなっており、VSDが民事責任や刑事責任に与える重大な緩和効果を強調するものとなっています。上記のVSDに関する規則やガイドラインの公表、及び本コンプライアンスノートの発行は、2022年9月15日付でDOJの副長官であるリサ・モナコ氏が示した企業犯罪取締指針²に示される方針とも軌を一にするものと言えます。本ニュースレターでは、本コンプライアンスノートにおいて示された各3省庁のVSDポリシーの概要についてご説明します。

DOJのVSDポリシー

本コンプライアンスノートは、DOJの国家安全保障局（the National Security Division、以下「NSD」といいます。）を通じて2023年3月1日付で公表した執行政策方針（the NSD ENFORCEMENT POLICY FOR BUSINESS

¹ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/policy-guidance/3302-vsd-tri-seal-compliance-note-7-26-23/file>

² <https://www.justice.gov/opa/speech/file/1535301/download>

ORGANIZATIONS、以下「本執行方針」といいます。) ³の内容に言及しています。本執行方針は、刑事罰に相当し得る米国制裁法又は EAR 違反の可能性を自主的に報告した場合における潜在的な刑事責任の減刑又は免除の可能性に言及しており、特に、VSD を行い、調査に全面的に協力し、適時かつ適切に違反状態を是正する措置を講じた企業に対しては、有罪答弁 (guilty plea) を求めず、不起訴合意 (non-prosecution agreement) を与え、制裁金の支払いが不要となる推定が働くこととしています。NSD は、当該是正措置の適切性を分析するにあたり、企業が効果的なコンプライアンスプログラムを実践しているかどうか、また、違反に関与した従業員に対して報酬の返還を含む適切な懲戒処分を課しているかどうかを考慮することとしています。他方で、社内において刑事罰の対象となる行為が蔓延している、上級管理職による隠蔽若しくは関与、又は国家安全保障法に繰り返し違反している等の加重要因 (aggravating factors) が存在する場合には、VSD を行ったとしても上記推定は適用されず、NSD は訴追猶予合意 (deferred prosecution agreement) 又は有罪答弁 (guilty plea) を求める裁量を有するとされています。

なお、本コンプライアンスノートは、本執行方針の適用を受けるためには、潜在的な違反を認識した場合、法令上の報告義務がない場合であっても適時に NSD に対して VSD を行うことが求められるとしていますが、OFAC や BIS 等の規制当局に対する VSD に加えて、別途 NSD に対する直接の VSD が必要とされている点に留意が必要です。また、本執行方針は、米国制裁法又は EAR 違反のみならず、外国代理人登録法 (Foreign Agents Registration Act)、CFIUS (Committee on Foreign Investment in the United States) 審査における刑事罰、テロリストへの物質的支援を禁止する法律等の NSD の管轄下にあるその他の企業犯罪法規にも適用されることとされています。

BIS の VSD ポリシー

BIS は、2022 年 6 月 30 日付で公表した行政執行に関するメモランダム⁴や 2023 年 4 月 18 日付で公表した EAR 違反に関する自主的な報告及び他者に関する報告についての政策方針を明確化するための覚書 (Clarifying Our Policy Regarding Voluntary Self-Disclosures and Disclosures Concerning Others、以下「本覚書」といいます。) ⁵を通じて、潜在的な EAR 違反に関する VSD を強く奨励し、EAR 違反に対する法執行を強化する方針を明確に打ち出していますが、本コンプライアンスノートは、これらに続くものとして、その内容をあらためて確認するものとなっています。

従前 BIS は、Guidance on Charging and Penalty Determinations in Settlement of Administrative Enforcement Cases⁶において、適時、包括的、かつ全面的な協力を行う VSD に対しては、適用される民事罰の大幅な軽減を認め、悪質なケースでない場合については民事罰が全面的に猶予される場合がある等として、VSD を行った当事者に対して潜在的な罰則を大幅に免除する取り扱いを認めてきました。他方、本覚書においては、当事者が輸出管理プログラム等を通じて重大な EAR 違反の可能性を発見したにもかかわらず VSD を提出せず、輸出管理法法令執行課が当該違反を後に発見した場合には、当事者が VSD を行わなかったという事実が BIS による審査における加重要因 (aggravating factor) とみなされることを明確にしました。本コンプライアンスノートにおいても、これらの内容についてあらためて注意喚起がなされています。

OFAC の VSD ポリシー

OFAC は、DOJ 及び BIS と同様、米国制裁法に対する違反に関する VSD を促す方針を維持しており、当該方針は「経済制裁執行ガイドライン」(Economic Sanctions Enforcement Guidelines、以下「本ガイドライン」とい

³ <https://www.justice.gov/media/1285121/dl?inline=>

⁴ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/enforcement/3062-administrative-enforcement-memo/file>

⁵ 詳細は米国最新法律情報 No.88/国際通商・経済安全保障ニュースレターNo.8「米国輸出管理規制アップデート～EAR 違反の開示に関する政策方針の公表～」(2023 年 5 月)をご確認ください。

⁶ <https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-766/appendix-Supplement%20No.%201%20to%20Part%20766>

います。) ⁷を通じて公表がなされています。本ガイドラインにおいて、OFAC は、特定の米国制裁法違反のケースにおいて最も適切な執行対応を決定する際に、VSD を緩和要因 (mitigating factor) とみなすこととしており、適切な VSD がなされた場合には、違反者が受ける可能性のある民事罰の基準額を最大 50%減額する可能性があります。そして、本コンプライアンスノートにおいては、当該適切な VSD と認められるためのキーファクターが示されています。すなわち、VSD が緩和要因として考慮されるためには、①VSD が OFAC 又はその他の政府機関が問題となる行為を発見する前又はその発見と同時に進行すること、また、②VSD が、明白な違反を取り巻く状況を OFAC が完全に理解するために十分に詳細な報告を含む (あるいはそのような報告が合理的な期間内に追完される) ものであることが必要であるとしています。他方で、③ある取引が第三者によって妨げられ若しくは拒絶されたため、当該第三者が OFAC に対し明白な違反を報告する必要があり、かつ、実際に報告を行っている場合、④VSD に虚偽若しくは誤解を招く情報が含まれている場合、⑤VSD が企業によって自主的に行われたものでない場合 (例えば、VSD が政府機関や役人によって促され若しくは要求されたものである場合や、マネジメントの承認を得ないまま従業員によって行われたものである場合等が含まれます。)、又は⑥VSD が著しく不完全である場合については、VSD を緩和要因として考慮しないことが明示されています⁸。

今後に向けて

上記のとおり、本コンプライアンスノートは、国家安全保障に関する法律の違反の可能性について VSD を行うことで得られるメリットを示しつつ、責任ある企業の報告は、米国の国家安全保障と外交政策の目標に脅威を与える可能性のある活動について主要な国家安全保障機関に通知するものであり、米国政府及び米国国民の利益にも資するものであるとしています。その上で、特に国際貿易や金融に携わる企業に対しては、「悪意ある行為者からの脅威を特定し、国家安全保障の保護に貢献する上で重要な役割を果たす」 (“critical role in identifying threats from malicious actors and helping to protect our national security.”) ことが強く求められています。また、本コンプライアンスノートを含め 3 省庁が継続的にメッセージを発信し続けているという事実は、米国政府が、国家安全保障に関連するコンプライアンスを向上させたいという明確な意思を有していることを表しているものと思われます。このように積極的な VSD を含めたコンプライアンスへの取り組みの機運が高まっている状況において、米国制裁法や EAR 等の適用対象となる可能性がある日本企業においても、それらの違反の可能性を特定し、潜在的な違反に対して迅速かつ効果的に対処するためのコンプライアンスプログラムを早急に整備することが求められています。

2023 年 8 月 21 日

⁷ <https://www.ecfr.gov/current/title-31/subtitle-B/chapter-V/part-501/appendix-Appendix%20A%20to%20Part%20501>

⁸ なお、本コンプライアンスノートは FinCEN Whistleblower Program についても言及しています。こちらについても、[米国最新法律情報 No.88/国際通商・経済安全保障ニュースレターNo.8「米国輸出管理規制アップデート～EAR 違反の開示に関する政策方針の公表～」](#) (2023 年 5 月) をご確認ください。

[執筆者]

**塚本 宏達**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。

**深水 大輔** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士・パートナー)

daisuke_fukamizu@noandt.com

主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス、独禁法、金融レギュレーション等を取り扱っており、大型企業事件を多数手がける。また、信州大学特任教授として「White Collar Crime Workshop In Washington DC」を米国ワシントンにて主催する等、専門分野において精力的に活動している。Asian Legal Business (ALB) 40 under 40 2019 において、アジアにおける 40 歳未満の Outstanding legal professionals 40 人の中の一人に選出。ALB Japan Law Awards 2020 においては Young Lawyer of the Year (Law Firm) に選出。The Legal 500 Asia Pacific 2020 の分野別の弁護士評価につき、Risk management and investigation の Next generation lawyers の一人に選出。Expert Guides の分野別の弁護士評価において、White Collar Practitioner の Rising Stars 2020 の一人に選出。

**伊佐次 亮介** (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

ryosuke_isaji@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業。2014 年東京大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2022 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

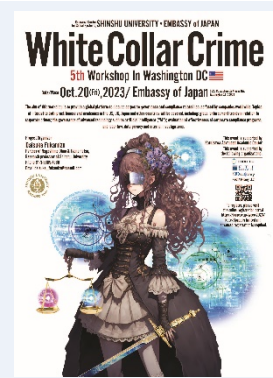
国内外の M&A、TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野の取引・紛争を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

【関連セミナーのご案内】

5th White Collar Crime Workshop 2023

- 日時： 2023年10月20日(金)
- 会場： 在アメリカ合衆国日本国大使館（ワシントン D.C.）
オンライン
- プログラム：
 - 9:45 - 11:00 (ET) (JST : 22:45~) “White-Collar Enforcement Trends”
 - 11:15 - 12:30 (ET) “Effective and Efficient Compliance Programs”
 - 14:00 - 15:15 (ET) “Agile Governance – New Governance Model to Address Society 5.0”
 - 15:45 - 17:00 (ET) “Compliance and Investigation Using Data and Technology”
- プロジェクトオーガナイザー：深水大輔（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）
- 主催：信州大学社会基盤研究所、在アメリカ合衆国日本国大使館
- お申込み（受講料：無料）：
詳細・お申込み方法につきましては、以下のリンク先をご覧ください。
<https://www.noandt.com/seminars/seminar20231020-2/>



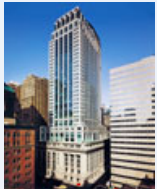
www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

米国最新法律情報、危機管理・コンプライアンスニュースレター及び国際通商・経済安全保障ニュースレターの配信登録を希望される場合には、<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>まで、危機管理・コンプライアンスニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>まで、国際通商・経済安全保障ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-internationaltrade@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。